

## 早良太子の怨霊

——並卒という筆法について——

岩 下 紀 之

1

さきに「延暦八年の桓武後宮」<sup>(1)</sup>なる小論で、同年早良太子の死霊により六人の女官が相ついで落命したのではないかと考証した。その際「並卒」という筆法は、二人の女官の死がただならぬ死であることを暗示すると推定したのであるが、例証として井上内親王と他戸皇子の死を「並卒」と書いてある一例をあげたのみであったためか、必ずしも賛意を得られなかったようである。筆者としては前稿の発想の起点であったので、残念であり、また心外でもあった。また「並」なる文字は、叙位の記事で、「並従五位下」などと、毎回使用され、まったくありふれたものであり、特異な用例の可能性があると感ぜられないかもしれない。そこでいくつかの例を示し、前稿の補論としたい。結論に変化はないので論旨の重複はさげがたく、その点諒とされたい。

まず『広雅』に「並偕俱也」という訓詁がある。ここから「並」を「ともに」と訓読する根拠が得られる。またこの三文字は意味を同じくして相互に変換して用いることが可能であろう。

『日本書紀』継体紀末に次の一文がある。

又聞、日本天皇及太子皇子、俱崩薨。

これは『百濟本記』なる書の引用とのことであるが、天皇と太子皇子が俱に死亡したと述べている。同じく、皇極紀二年十一月条に、

終与子弟妃妾一時自縊俱死也

とあり、山背大兄王が妻子と俱に自害して果てたことを記す。ここでも死亡したのは山背大兄王一族であって、深いえに結ばれた人々を「俱に」とまとめている。両例とも事件はまことに重大であり、それを記述するのに「俱（崩・薨・死）」という筆法が用いられている。延暦の記事の先例として、念頭にとどめておきたい。

## 2

次に『続日本紀』の用例を概観してみよう。

一 天平宝字元年七月庚戌

黄文、道祖、大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足等、並杖下死

二 天平宝字七年正月庚申

李家太上皇少帝並崩

三 天平神護元年八月庚申

幽道麻呂夫婦於一院、不通往来積月余日、並死院中

四 宝龜六年四月己丑

井上内親王、他戸王並卒

五 延暦八年六月甲戌

賊衆奮撃、官軍被排、別將丈部善理、進士高田道成、会津壯麻呂、安宿戸吉足、大伴五百繼並戰死

六 延暦八年七月丁未

尚掃從四位上美作女王、散事正四位下藤原朝臣春蓮並卒

この六例を通覧すると、複数の人々が主語となり、「並」のあとに死を意味する一字が置かれる。『日本書紀』の二例の「俱」のかわりに「並」が用いられており、この二字は同じ意味を持ち、書き換えが可能であった。

次に「崩・薨・卒・死」の用例はどうであろうか。その人物の身分に応じてこれらの文字が使い分けられるのは常識に属する。養老五年十月丁亥、元明太上天皇は死期の近いことを悟り、長屋王、藤原房前を召して「万物之生、靡不有死、此則天地之理、奚可哀悲」と言い、「朕崩之後、宜……造窆火葬」と命じた。死一般は「死」の字を使用するが、特定の個人の死は身分に応じて「崩・薨・卒・死」が用いられる。一般的に「死」が使用されるのは当然で、皇帝が臣下に「賜死」、あるいは上表文末尾を「頓首頓首、死罪死罪」と書き留めるなどの慣用語があるわけである。

それに対して、「崩」以下の文字は、身分に応じて使用されるのだが、その人物の死を記録することなので、その時

点におけるその人への評価が示されることになる。淳仁天皇はたしかに皇位を踐んだ人であるが、位を追われ、淡路に幽閉されて現地に没する。天平神護元年十月庚辰の条は、

淡路公不勝幽憤、踰垣而逃、守佐伯宿祢助掾高屋連並木等率兵邀之、公還明日薨於院中

とあって、皇位にあつた人でも「崩」の字が使われない。同じように延暦四年八月庚寅の伴家持も、身分から「薨」と書かれるべきところ「死」と記されている。つまり、毀譽褒貶が用字法によつて示されるのであって、身分相応の文字が使われていれば、その人がその位階を保つたままで没したことを証明することになる。

『統日本紀』の諸例で、「崩」「卒」を用いた例は個人の評価を示した文であること、それに対し、一般的な「死」を用いた例は事件を追つた文で、事件のさなかに生じた死を記述しており、それぞれの人の姓は記されず個人に対しての評価に主眼がないのではないか、といった予想がたてられるであろう。

### 3

『統日本紀』の諸例を検討してみたい。まず一の天平宝字元年の事件は橘奈良麻呂の乱の記述中の一文である。事件自体は周知のことで、橘諸兄死後、奈良麻呂が藤原仲麻呂に対し陰謀をめぐらすものの、事が漏れ、一党が捕縛され、一旦は赦免されるかの詔が出され、五人の者は南門外に退出、稽首して恩を謝したもの、翌日再び尋問があり、拷掠窮問のあけく「並杖下死」するに到つた。黄文王、道祖王らの皇族たち、橘奈良麻呂、大伴古麻呂らの有力な貴族たちが結束して蜂起しようとしたきびしい権力闘争の結末であつた。当日の記述はさらに他の人々の流罪など長文が続く。「並」とくくらは

れた人々は政治的な同志たちであつて、偶然同時に死亡したのではない。

二の例は安史の乱における唐の皇帝の死を言う。奈良時代の日本は同時代の大陸・半島に強い関心を持ち続け、史書にその情報を記載する。天平宝字二年十二月戊申、遣渤海使小野田守が唐国の消息を伝える。天宝十四載十一月九日、安祿山が拳兵したこと。以下哥舒翰の守る潼津関が突破され、玄宗の退位、肅宗の即位、至徳の改元などを伝えている。至徳三載までの記事があるが、これは天平宝字二年と同年であるから、まさに同時代に唐大乱の事件を知っていたのである。日本側では「安祿山者、是狂胡狡豎也」と評価していた。天平宝字五年十月辛酉には唐帝の求めに応じ牛角を集める記事があるが、ここで文例としてとり上げた天平宝字七年正月庚申の記事では、高麗大使王新福の言として「李家太上皇少帝」という言い方で、皇帝の権威が大きく傷ついたことが示される。玄宗親子は国を失った失意と、軍再建の激務で、いわゆる過労死をしたのであろうが、この二人をまとめて「並」と言っている。ただこの日の記は高麗大使による要約であるから、玄宗と肅宗が同日に死亡したということではない。また「崩」の字の使用によって、皇帝として死亡したと認定されている。

三の例は天平神護元年八月の、和氣王の謀叛事件に関連した粟田道麻呂夫妻の死の記録である。この日の記述のみからでは道麻呂と上道斐太都の確執の由来は分からないかもしれないが、実は『統日本紀』はこの日に至るまでの両者の履歴を伝えているのである。まず上道斐太都の記録であるが、天平宝字元年七月戊申、中衛舍人従八位下上道臣斐太都は小野東人から橘奈良麻呂一統のはかりごとを聞き出し、内相藤原仲麻呂にこれを報告している。その後の推移は橘奈良麻呂の乱として周知のことに属する。三日後辛亥の日に斐太都は従四位下と信じられないような叙位にあずかり、朝臣の姓を賜わっている。さらに四日後乙卯の日には中衛少将となり、また三日後戊午の日に宣命が発せられ、斐太都の名に言及されている。同年閏八月癸丑には吉備国造となり、十二月壬子には乱の時の手柄により功田廿町を賜わり、上功と認定され三世に伝う合しとの決定があつた。この過大の恩賞は藤原仲麻呂の論功行賞であろうが、斐太都は天平宝字八年九月の仲麻呂の乱には加わらなかつたと見え、生き長らえて、天平神護元年八月、従四位下の位で飛驒守としてあらわれる。

一方の道麻呂は天平宝字三年七月丁丑「内薬佑従七位下粟田臣道麻呂賜姓朝臣」と見え、同八年正月乙巳に「正六位上…粟田朝臣道麻呂…外従五位下」とあるが、どのような功績によって賜姓、叙位があったかは分らない。同年七月甲寅には授刀大尉外従五位下粟田道麻呂は新羅使の尋問にあつてゐる。官職の任命が何時かは分らない。いづれにしてもここまででは着実に昇進を果しているものの、官位ともに低い位置でとりたててゐることもない。ところが天平宝字八年九月乙巳に至り、大事件がおきる。藤原仲麻呂の乱であり、この日ただちに勅命が発せられ、粟田道麻呂は藤原永手、吉備真備らの顯官とともに叙位され、外従五位下から従四位上に昇つた。この速度から見ると乱勃発に際してきわだつた功績があつたのであろう。さらに同年十月癸未には式部大輔勅旨員外大輔授刀中将従四位下粟田朝臣道麻呂はそれに加えて因幡守を兼ねている。いつのまにかいくつもの官を兼ねた多忙の官人となつており、式部大輔となると、律令制の重職と言つてよく、これらは仲麻呂追討の際の功績への行賞であらう。ところが翌天平神護元年八月庚申の和氣王の謀叛に連座したことによつてすべて無に帰する。

例文の三として引いた箇所は、和氣王の謀叛発覚当日の記の一部であり、全文は発せられた宣命にはじまり、乱の顛末が記載されている。橘奈良麻呂の乱に際して正しく身を処したが、後には「仲麻呂毛和氣毛」逆心を持つたとして、和氣王を伊豆国に流罪としたが、山背国相楽に到つて絞殺したとある。道麻呂等一味の者については、宣命によるに道鏡のはからいにより免官して散位とするが罪は免ずると記す。道麻呂はこの時「参議従四位下近衛員外中将兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守」と官位が書き留められてゐる。前代未聞の昇進に驚くのであるが、参議と近衛員外中将は『続日本紀』の除目記事に見えない。『公卿補任』には前年天平宝字八年の項に「九月十一日任」とある。仲麻呂の乱の際の功績によるのであるが、山村王、和氣王、吉備真備と同時の参議任官となるので、もともと粟田臣の姓で外従五位下であつた分際の人にこのような顯官任命とは、本人にも信じがたいことであつたらう。

粟田道麻呂は飛驒員外介の名で現地に流されるが、その上司として上道斐太都が守となつて赴任し、例文の惨劇となる

わけである。斐太都には「其怨家」なる形容が附されており、道麻呂との間に積年の因縁があったのだが、それは前に見た奈良麻呂の乱以来の蓄積であろう。奈良麻呂一党の陰謀を藤原仲麻呂に通報して官位を得た上道斐太都に対し、仲麻呂の乱での手柄によって栄達した粟田道麻呂はその異常なまでの出世から見、ただならぬ働き、それも表には出せないような働きをしていたのであろう。斐太都は仲麻呂と共に滅びなかったが、引き立ててくれた恩義を忘れず、和氣王に連座した道麻呂に対しかたきを討った。しかし道麻呂夫妻を共に殺害するというのは尋常ならぬ憎悪の念で、両者の間には正史にあらわれないいきさつがあったに違いない。

道麻呂と共に流罪にされたのは大津連大浦と石川朝臣永年であるが、永年が任所で自ら縊死したのに対し、大浦は宝龜二年に陰陽頭として復活、六年に従四位上陰陽頭安芸守として卒している。この時代流人となっても官人として復活する例は多く、そういう例を多く見てきた奈良時代の官人、上道斐太都は、どうしてもここで道麻呂を殺害しなかったであろう。目的を果たした後斐太都は神護景雲元年死亡、上道正道の名で伝がある。

四の例は宝龜六年四月己丑の日の全文であって、死の事情など一切叙述しない。皇后と太子であった人の死を卒と書くことで、彼等の生涯を総括している。しかし聖武天皇の内親王として生れた人物であるからには、さまざまな事跡を追うことができる。母は県犬養広刀自で神龜四年伊勢神宮に侍した。以後いつのころからか白壁王の妃となり、宝龜元年光仁天皇即位の年十一月に皇后となる。翌二年正月、他戸皇子を皇太子とする。しかし宝龜三年三月癸未に巫蠱に座せられて皇后を廃せられ、五月丁未には他戸皇子も皇太子の位を停められる。宝龜四年十月辛酉に井上内親王と他戸王は大和国宇智郡の没官の宅に幽閉され、宝龜六年四月己丑、同時に死亡する。何か人為的手段によって殺害されたのであろう。光仁天皇は即位の時已に老人であって、まだ若い他戸皇子の側に父を呪詛する理由は考えられず、陰惨な謀略を想定せざるを得ない。事件で最も利益を得た者が黒幕であろう。

五の例は光仁・桓武二代にわたる東北地方平定の戦役の一局面であって、この小論の取り扱うべき題目ではない。戦乱

の期間は『続日本紀』の範囲をはみ出し、延暦後期坂上田村麻呂によつて終結を見る。ここでは派遣された諸将が賊帥阿弓流為に手玉にとられたとだけまとめておきたい。

以上の例文を受けて、六の美作女王と藤原春蓮の「並卒」の記を見よう。これまで『続日本紀』を読み進めた読者は、「並卒」の二文字を見た時、ただちにただならぬ死であったと想起するに違いない。それはおよそ書を読む者の生理とも言うべく、史書の撰者も同じ感覚を持っていたと想像しても誤るまい。延暦七年五月辛亥の夫人藤原旅子にはじまり、翌八年十二月乙未の桓武の母、高野新笠、またその翌年閏三月丙子の皇后藤原乙牟漏、同じく七月乙酉坂上又子と、死者が相継ぎ、中間の延暦八年には美作女王など四人の女官が死亡している。皇太子安殿皇子は延暦九年発病し、十年伊勢太神宮におもむき、『日本紀略』延暦十一年六月癸巳の条によれば、崇道天皇が祟りをなしているとトされる。この一連の怨霊の呪いのなかに、二人の女官の死も含まれていたと推定できる。「並卒」という二字は苛烈な大事件を記す時に現われる用法である。

#### 4

前節の推定で本稿の意図をほぼ論じおえたのであるが、ここでさらに推定を重ねてみたい。それは「並卒」と書かれた美作女王と藤原春蓮の関係である。両者ともに四位に叙せられた同僚の女官であるというだけでよいものだろうか。確認しておきたいのはいわゆる女叙位の様相であり、桓武朝では延暦二年二月壬子が一つの起点となるのだが、それ自体、聖武天皇の天平九年二月戊午の叙位が先蹤をなしているようである。

聖武天皇は皇位継承者のことで苦慮し、天平九年二月に対策を立てたように見える。この日の叙位の記事の要点を抜いてみよう。

夫人无位藤原朝臣二人名闕並正三位、正五位下県犬養宿祢広刀自、无位橘宿祢古那可智並從三位

というのであって、三位の位を四名に授けたのであった。このうち県犬養広刀自はすでに約二十年前から聖武の皇子を生んでいる。養老元年井上内親王、神龜五年安積皇子、次に年不明であるが不破内親王の三名で、いずれも薄幸の生涯を送る人々である。広刀自の名が見えるのはこれが初めてで、正五位下の叙位がいつだったか不明であり、次に安積親王が天平十六年閏正月丁丑に薨去の時、「母夫人正三位県犬養宿祢広刀自」と見えるが、正三位昇叙の記録も見えない。天平宝字六年十月己未の薨去の記には、「聖武皇帝儲貳之日、納為夫人」とあるが、夫人となったのはおそらく天平九年のことで、『続日本紀』は前後で撞着をきたしている。ただ、天平九年に正五位下であったことから、叙位された日付は不明でも、五位の身分で長い期間をすごしてきたとだけは推定できる。

皇后の光明子にしても、記録はあまりはつきりしない。天平宝字四年六月乙丑崩御の時の記に「聖武皇帝儲貳之日、納以為妃、時年十六」とし、神龜元年、聖武皇帝即位、授正一位為大夫人」とあるが、これは先帝文武夫人の藤原宮子のことであろう。神龜四年十一月戊午の記に、「從三位藤原夫人」に食封一千戸を賜うとあるが、この從三位も、いつ叙位がなされたかの記事は欠いている。ただ夫人には三位が与えられ、五位の者には称号のないことが例となっているようで、これは、後宮職員令の「夫人三員 右三位以上 嬪四員、右五位以上」の令文と対応している。ただし、「嬪」は名はあっても實際は任命されていないようである。いずれにしても、光明子と広刀自はほぼ同時に聖武の即位前から後の待遇を受け、養老元年広刀自は井上内親王を、同二年に光明子は孝謙天皇を生んでいる。二人を同じような年齢と考えてよいであろうから、広刀自も大宝元年頃の出生と見られる。

天平九年、夫人となった人々のその後を追うと、藤原朝臣二人とは、天平二十年六月壬寅に正三位で薨去した武智麻呂女と、天平宝字四年正月辛卯に從二位で薨去した房前女であろうが、二人とも皇子出産はかなわなかったようである。橘

古那可智は以後、天平勝宝元年四月甲午に「正三位橘夫人從二位」とあり、天平宝字元年閏八月癸亥には広岡朝臣に改姓させられている。同三年七月己巳に薨去しているが、「夫人正二位」と位階は失なっていない。橘佐為女とあるから諸兄の姪ということになる。この人も皇子出産はかなわなかった。このように夫人たちは記事ごとに位が昇っているが、叙位そのものの記述を欠いている。

以上をまとめると、夫人となった藤原氏の二名と橘古那可智はいずれも無位からただちに三位に叙せられている。光明子は知られるかぎりでは從三位から、広刀自は正五位下から知られるが、そのはじめがいつか、ただちに三位・五位に叙せられたかは不明ながら十代半ばでそれぞれ出産しており、無位からの叙位の可能性が高いであろう。

延暦八年前後に死亡した女子たちの、無位からの叙位については前稿において一応考えたので、ここでは正三位夫人から皇后への冊立が光明子と乙牟漏で共通すること。五位の身分から夫人に昇った梶犬養広刀自と、無位からただちに從五位下を授けられた坂上又子が似ていること。又子が延暦九年に落命しなかったら、一層の昇叙がありえたであろうこと。以上を確認するにとどめる。

『類從三代格』に収録される延暦九年八月八日の太政官符は、前年に死去した人々の位田の処理を命ずるものであって、とりもなおさず前年度死者の一覽表となっている。前稿では見落としがあったので、それを手がかりに考えてみたい。この官符の右大臣職田卅町のうちに「故從五位下酒人忌寸刀自（3）」なる名が見える。これは『続日本紀』に一回だけ見える人で、天応元年十一月癸酉、「從七位下酒人忌寸刀自古（4）；外從五位下」と同一人であろう。軽い身分から外從五位下の位を授けられる形は女叙位にしばしばあらわれる。六位以下で年功を積み、能力を認められて外位を授けられるので、叙位の日にはそれなりの年齢に達していたであろう。こういった人々が後宮のさまざまな実務をとりしきり、いわば中間管理職といった働きをこなしていたと考えられる。さらにそれより上の役職、尚侍、尚藏、尚縫などを務めた人はどうだったのか。

『続日本紀』を通読すると、次の五名を数えることができる。要点を書き抜いて示すが、女子の名の漢字の宛てかたはあ

らわれるたびに異なっているので、任意に書くこととし、統一にはこだわらない。続柄、叙位の初め、死亡時の官位を示す。

藤原宇比良古 房前女 天平宝字六年六月庚午 尚蔵兼尚侍正三位

この人は死亡時の記事一条があるだけで、その他のことは不明である。

大野仲任 東人女 藤原永手妻 天平宝字七年正月壬子 従六位上から従五位下 天応元年三月己巳 尚侍兼尚蔵正三位

藤原百能 麻呂女 藤原豊成妻 天平勝宝元年四月甲午 無位から従五位下 延暦元年四月己巳 尚侍従二位

阿部古美奈 梗虫女 藤原良継妻 乙牟漏母 宝龜六年八月丙子 正五位上から従四位下 延暦三年十月乙未 尚蔵兼

尚侍従三位

藤原諸姉 良継女 百川妻 旅子母 神護景雲三年十月甲子 無位から従五位下 延暦五年六月丁亥 尚縫従三位

藤原氏が五名中三名を占め、しかも百能、諸姉は無位から従五位下を授けられている。阿部古美奈は最初の叙位の記録が漏れているようで、判定できない。宇比良古は配偶者その他不明であるが、他の四名はそれぞれ藤原永手、豊成、良継、百川の妻であって、いずれも大臣、しかもその時の太政官の首班と目すべき人々であった。

前節の概観をふまえて、「並卒」と書かれた美作女王と藤原春連に立ちもどってみよう。春連は桓武即位の年天応元年十一月丙子、無位の時に従五位下を授けられ、以後延暦四年、五年と位を進められている。初めての叙位が無位から従五位下というのは、藤原百能、諸姉のように、尚侍、尚蔵、尚縫のような女官として仕える過程なのか、それとも県犬養広刀自、坂上又子のように五位の身分の、嬪にあたる立場で皇子の出産を期待するのか、という両方の可能性がある。尚侍などの高位の女官は、大臣の、それも首位を占める者の妻であつて、春連なる人がそういう高官の妻だった証拠はなく、叙位がしきりであったのは桓武の寵幸の反映と考えるのが自然であろう。この年の死者のうち、藤原姉なる者も、延暦五年、無位から従五位下をさずかつていて、同じような位置にあつたのであろう。その他美作女王、藤原教貴、大原室子は、いずれも宝龜年間に最初の叙位があり、とりわけ教貴ははじめに従五位上、宝龜八年には従四位下まで昇っている。しかし三名とも天応以後、さらなる昇叙のことがあり、桓武が先帝の後宮をそのまま継承し、女たちの位を高めていったと推定できるのである。そもそも先帝は即位の時既に高齢であり、藤原曹子を夫人とし、紀方名なるものを寵していたと推定されているものの、皇子の誕生は伝わらない。思うに藤原曹子は左大臣藤原永手女で、称徳朝にあつて左大臣永手と大納言白壁王は同僚であつた。即位後、永手の薨去に際し、光仁は非常な名文の宣命を發し、臣下というより親友を哭するが如くであつた。これを勘案すると、亡き友の遺児に名譽を与え、友情の記念とするような意図があつたのではないか。また紀方名について言えば、光仁の母が紀氏であつたことから、同氏への優遇の考えもあつたのではないだろうか。紀方名は宝龜十年死亡し、藤原曹子は先代の夫人として延暦十二年まで生き長らえた。その他の者は桓武の寵幸を受けるのにさしさわりがなかつたのではないか。こうして、美作女王と藤原春連は単に四位の位階を共にしていたのみならず、後宮で寵幸を待つことも共通の身の上だつたということが、「並卒」なる二字の背景にあつたのであろう。

奈良時代後期の女叙位に名に見える人々は、六位以下から外従五位下を授けられ、いわば中間管理職を担当した者、高官の妻で、あるいは無位から位階を授かり、いずれ三位以上に昇り、尚侍、尚蔵、尚縫などの官に任じて後宮を掌握する者、無位から三位を授かり夫人となる者。その地位から皇后に冊立される者もある。又は五位を授かり、令制では嬪とされるはずの者。但し、実際はこの名称は使われなくなっていたのであったが。このように三つの範疇のあったことを確認した。ただし、こうした三種のどれに属しているかを一回の叙位の記録から見分けることはできない。はじめて叙位された時の、それまでの位の確認、死亡した時の役職の記事まで、一連の履歴を追ってはじめて、その人の後宮での役割が判明するのである。

しかし、妃、夫人、嬪、宮人職員以下は後宮職員令において定義されているのであって、天皇の側に侍する者も、尚侍、尚蔵以下の職員も、一つの法典で記述されており、実際の叙位にあつては、それぞれの立場が何であつても位階の順にその名が記されていたのである。

以上推定に推定を重ねてきたが、最後にもう一つ、今度は想像を加えてみたい。井上内親王母子、粟田道麻呂夫妻の死は、具体的な描写は一切なく、その場の悲惨さは読者の心中の想像にまかされている。美作女王と藤原春連にはどのような情景を思い描けるだろうか。二人の女官が自宅で病いを養っていたが、ともに死亡し、その届が同日到着したので、史官がその日付で「並卒」と記録したのだろうか。これも一つの想像である。しかし、宮中にいた二人の女子に早良太子の怨霊が憑依し、形相が変わり、早良太子の声で妖言を吐きながら絶命した。史官は怪力乱神を削除し、淡々と「並卒」と記したのでは、などというのも一つの想像である。

「並」と死を意味する文字をつなげた文をここまで眺めてきたが、この二文字の暗示的な表現力を痛感するのである。こ

ここで、はじめに引いた継体紀末尾の文をかえりみると、いぶかしい気が起こる。「日本天皇及太子皇子、俱崩薨」とあったが、「俱」の下に動詞が二つある。これでは行文は弛緩し、はなはだ調子のくだるのを覚える。また「日本国天皇」とあるが、国号天皇号ともに継体朝に溯るとも思われない。元来は「倭王世子」というような称号が書かれていたのではないか。また「崩」の字は書紀史官による竄入であって、もとは「薨」一字だったのではないか。『三国志』を見るに、曹操の諸子は王に封ぜられ、任城王以下、その死は薨と表記される。後の倭の五王は、『宋書』で「讚死弟珍立」とあって、蛮夷の王は「死」で表記される。継体紀が引く『百濟本記』が倭王に対し「薨」を使用したとしても、当時の東亞世界にあつて非礼とは見なさなかつたであろう。

筆者は以上、延暦八年前後三年間の、皇后・夫人をはじめとする多数の死が早良太子怨霊によることを疑わないが、『続日本紀』が天平九年の末尾と延暦九年末尾にそれぞれ「瘡」の字を含む疫病の大流行を伝えるのに興味を覚える。天平の流行を生きたびた人々の免疫は、五十年あまり後の疫病に対し、どのような働きをするものであろうか。それは医学者の教示を待たねばなるまい。

## 注

- (1) 愛知淑徳大学論集—文学部・文学研究科篇第38号
- (2) 和銅六年十一月乙丑に「貶石川紀二嬪号、不得称嬪」とあって以後、「嬪」の称は見えない。
- (3) 『類從三代格』は藤原祖子、姉のほか、酒人刀自と、美作女王、藤原春蓮、藤原教貴、大原室子の、計七名を延暦八年の死者としている。美作女王以下は四位の位階を持ち、『続日本紀』に死亡記事があつた。